

議案第54号

取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年11月29日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

地方自治法が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の整理を行うため、取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものです。

取手市監査委員条例及び取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

(取手市監査委員条例の一部改正)

第1条 取手市監査委員条例(昭和39年条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2の8第8項後段</u>の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第6条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 監査委員は、<u>法第243条の2の2第8項後段</u>の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。</p>

(取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 取手市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、市長、委員会の委員若しくは委員又は職員(<u>法第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。)の市に対する損害を賠償する責任(以下「損害賠償責任」という。)の一部免責に</p>

責に関し、必要な事項を定めるものとする。
(法第243条の2の7第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2の7第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

関し、必要な事項を定めるものとする。
(法第243条の2第1項の条例で定める額)

第3条 法第243条の2第1項の規定に基づき条例で定める額は、市長等に係る基準給与年額(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。)に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。